

鳥取県庁 鳥取県庁第一号 鳥取県庁第二号 鳥取県庁第三号 鳥取県庁第四号 鳥取県庁第五号 鳥取県庁第六号 鳥取県庁第七号 鳥取県庁第八号 鳥取県庁第九号 鳥取県庁第十号 鳥取県庁第十一号 鳥取県庁第十二号 鳥取県庁第十三号 鳥取県庁第十四号 鳥取県庁第十五号 鳥取県庁第十六号 鳥取県庁第十七号 鳥取県庁第十八号 鳥取県庁第十九号 鳥取県庁第二十号 鳥取県庁第二十一号 鳥取県庁第二十二号 鳥取県庁第二十三号 鳥取県庁第二十四号 鳥取県庁第二十五号 鳥取県庁第二十六号 鳥取県庁第二十七号 鳥取県庁第二十八号 鳥取県庁第二十九号 鳥取県庁第三十号 鳥取県庁第三十一号 鳥取県庁第三十二号 鳥取県庁第三十三号 鳥取県庁第三十四号 鳥取県庁第三十五号 鳥取県庁第三十六号 鳥取県庁第三十七号 鳥取県庁第三十八号 鳥取県庁第三十九号 鳥取県庁第四十号 鳥取県庁第四十一号 鳥取県庁第四十二号 鳥取県庁第四十三号 鳥取県庁第四十四号 鳥取県庁第四十五号 鳥取県庁第四十六号 鳥取県庁第四十七号 鳥取県庁第四十八号 鳥取県庁第四十九号 鳥取県庁第五十号 鳥取県庁第五十一号 鳥取県庁第五十二号 鳥取県庁第五十三号 鳥取県庁第五十四号 鳥取県庁第五十五号 鳥取県庁第五十六号 鳥取県庁第五十七号 鳥取県庁第五十八号 鳥取県庁第五十九号 鳥取県庁第六十号 鳥取県庁第六十一号 鳥取県庁第六十二号 鳥取県庁第六十三号 鳥取県庁第六十四号 鳥取県庁第六十五号 鳥取県庁第六十六号 鳥取県庁第六十七号 鳥取県庁第六十八号 鳥取県庁第六十九号 鳥取県庁第七十号 鳥取県庁第七十一号 鳥取県庁第七十二号 鳥取県庁第七十三号 鳥取県庁第七十四号 鳥取県庁第七十五号 鳥取県庁第七十六号 鳥取県庁第七十七号 鳥取県庁第七十八号 鳥取県庁第七十九号 鳥取県庁第八十号 鳥取県庁第八十一号 鳥取県庁第八十二号 鳥取県庁第八十三号 鳥取県庁第八十四号 鳥取県庁第八十五号 鳥取県庁第八十六号 鳥取県庁第八十七号 鳥取県庁第八十八号 鳥取県庁第八十九号 鳥取県庁第九十号 鳥取県庁第九十一号 鳥取県庁第九十二号 鳥取県庁第九十三号 鳥取県庁第九十四号 鳥取県庁第九十五号 鳥取県庁第九十六号 鳥取県庁第九十七号 鳥取県庁第九十八号 鳥取県庁第九十九号 鳥取県庁第一百号

第四百五十三条 土地改良事業所を次のとおり置く。
第十九款 土地改良事業所

名	鳥取県久米ヶ原土地改良事業所	所在地	倉吉市
---	----------------	-----	-----

(分掌事務)

第二百五十四条 土地改良事業所は、久米ヶ原地区における次の各号に掲げる土地改良事務を分掌する。
一 畑地かんがい事業に関する事。
二 ほ場整備事業に関する事。
三 開拓パイロット事業に関する事。
第二百五十六条中第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

附則

- この規程は、公布の日から施行する。
- 鳥取県公報発行規則の一部改正
(鳥取県公報発行規則(昭和二十五年八月鳥取県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。
第十条中「交付簿により会計課長を経由し鳥取県印刷所に」を「出納室に」に改める。

昭和四十一年四月十五日 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県庁第一号 鳥取県庁第二号 鳥取県庁第三号 鳥取県庁第四号 鳥取県庁第五号 鳥取県庁第六号 鳥取県庁第七号 鳥取県庁第八号 鳥取県庁第九号 鳥取県庁第十号 鳥取県庁第十一号 鳥取県庁第十二号 鳥取県庁第十三号 鳥取県庁第十四号 鳥取県庁第十五号 鳥取県庁第十六号 鳥取県庁第十七号 鳥取県庁第十八号 鳥取県庁第十九号 鳥取県庁第二十号 鳥取県庁第二十一号 鳥取県庁第二十二号 鳥取県庁第二十三号 鳥取県庁第二十四号 鳥取県庁第二十五号 鳥取県庁第二十六号 鳥取県庁第二十七号 鳥取県庁第二十八号 鳥取県庁第二十九号 鳥取県庁第三十号 鳥取県庁第三十一号 鳥取県庁第三十二号 鳥取県庁第三十三号 鳥取県庁第三十四号 鳥取県庁第三十五号 鳥取県庁第三十六号 鳥取県庁第三十七号 鳥取県庁第三十八号 鳥取県庁第三十九号 鳥取県庁第四十号 鳥取県庁第四十一号 鳥取県庁第四十二号 鳥取県庁第四十三号 鳥取県庁第四十四号 鳥取県庁第四十五号 鳥取県庁第四十六号 鳥取県庁第四十七号 鳥取県庁第四十八号 鳥取県庁第四十九号 鳥取県庁第五十号 鳥取県庁第五十一号 鳥取県庁第五十二号 鳥取県庁第五十三号 鳥取県庁第五十四号 鳥取県庁第五十五号 鳥取県庁第五十六号 鳥取県庁第五十七号 鳥取県庁第五十八号 鳥取県庁第五十九号 鳥取県庁第六十号 鳥取県庁第六十一号 鳥取県庁第六十二号 鳥取県庁第六十三号 鳥取県庁第六十四号 鳥取県庁第六十五号 鳥取県庁第六十六号 鳥取県庁第六十七号 鳥取県庁第六十八号 鳥取県庁第六十九号 鳥取県庁第七十号 鳥取県庁第七十一号 鳥取県庁第七十二号 鳥取県庁第七十三号 鳥取県庁第七十四号 鳥取県庁第七十五号 鳥取県庁第七十六号 鳥取県庁第七十七号 鳥取県庁第七十八号 鳥取県庁第七十九号 鳥取県庁第八十号 鳥取県庁第八十一号 鳥取県庁第八十二号 鳥取県庁第八十三号 鳥取県庁第八十四号 鳥取県庁第八十五号 鳥取県庁第八十六号 鳥取県庁第八十七号 鳥取県庁第八十八号 鳥取県庁第八十九号 鳥取県庁第九十号 鳥取県庁第九十一号 鳥取県庁第九十二号 鳥取県庁第九十三号 鳥取県庁第九十四号 鳥取県庁第九十五号 鳥取県庁第九十六号 鳥取県庁第九十七号 鳥取県庁第九十八号 鳥取県庁第九十九号 鳥取県庁第一百号

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
(当日は、日か44日に当たるときは、その翌日)

訓令 被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

鳥取県訓令第六号

被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十一年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

被服の交付及び使用に関する規程(昭和三十九年七月鳥取県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

(使用期間の伸縮等)

第二条の二 所属の長は、特別の事由がある場合は、前条の規定にかかわらず、被服の使用期間を伸縮し、又は形状を変更することができる。

2 所属の長は、特別の事由がある場合は、前条の規定にかかわらず、被服の品目の全部又は一部を交付しないことができる。

出納長の補助組織設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十一年四月一日 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十五号

出納長の補助組織設置規則の一部を改正する規則

出納長の補助組織設置規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中、「指定代理金融機関」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

鳥取県訓令第四号

知事の権限に関する財務に関する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

昭和四十一年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

知事の権限に関する財務に関する事務の補助執行に関する規程(昭和三十九年三月鳥取県訓令第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び処分」の下に「並びに印刷業務」を加え、同条第五号を次のように改める。

五 指定金融機関等に関する事。

附則

この訓令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

昭和四十一年四月十五日 鳥取県知事 石 破 二 朗

3 所属の長は、第一項の規定により被服の使用期間を短縮しようとするときは被服使用期間短縮承認申請書(様式第一号)を、被服の形状を変更しようとするときは被服形状変更承認申請書(様式第二号)を、被服の長に提出してその承認を受けなければならない。

第五条中「様式第一号」を「様式第三号」に改める。

第六条中「様式第二号」を「様式第四号」に改める。

第七条第一項中「様式第三号」を「様式第五号」に改める。

別表を次のように改める。

被服の交付を受ける職員	品	日	員数	使用期間(月)	形	状
車庫主任、自動車整備士及び運転手の職務に就事する職員のうち臨時雇員及び東京事務所以外の機関に勤務するもの	運転服(上衣及びズボン)		二	三六	四一のとおり	
	防寒シャツ		二	四八	四二のとおり	
	防寒ズボン		二	三六	四一のうちの、ズボンのとおり	
	布製手袋		二	二		
守衛長、留守衛長及び守衛の職務に就事する職員	冬服(上衣及びズボン)		一	三六	四四のとおり	
	夏服(上衣)		一	六〇	四五のうちの上衣のとおり	
	夏服(ズボン)		一	三六	四五のうちのズボンのとおり	
	防寒シャツ		二	四八	四二のとおり	
文書係長及び文書手の職務に就事する職員	冬服(上衣及びズボン)		二	三六	四四のとおり	
	防寒シャツ		二	四八	四二のとおり	
	布製手袋		二	二		
	ネクタイ		二	四八	四八のとおり	四九のとおり
印刷技手及び印刷技手の職務に就事する職員	冬服(上衣)		二	四八	四一のうちの上衣のとおり	
	作務服(ズボン)		二	三六	四一のうちのズボンのとおり	
	防寒シャツ		二	四八	四二のとおり	
	防寒ズボン		二	三六	四一のうちのズボンのとおり	
技士の職務に就事する職員	冬服(上衣)		二	四八	四一のうちの上衣のとおり	
	作務服(ズボン)		二	三六	四一のうちのズボンのとおり	
	防寒シャツ		二	四八	四二のとおり	
	防寒ズボン		二	三六	四一のうちのズボンのとおり	
新設技手の職務に就事する職員	冬服(上衣)		二	四八	四一のうちの上衣のとおり	
	作務服(ズボン)		二	三六	四一のうちのズボンのとおり	
	防寒シャツ		二	四八	四二のとおり	
	防寒ズボン		二	三六	四一のうちのズボンのとおり	
兼手の職務に就事する職員(男子)	冬服(上衣)		二	四八	四一のうちの上衣のとおり	
	作務服(ズボン)		二	三六	四一のうちのズボンのとおり	
	防寒シャツ		二	四八	四二のとおり	
	防寒ズボン		二	三六	四一のうちのズボンのとおり	

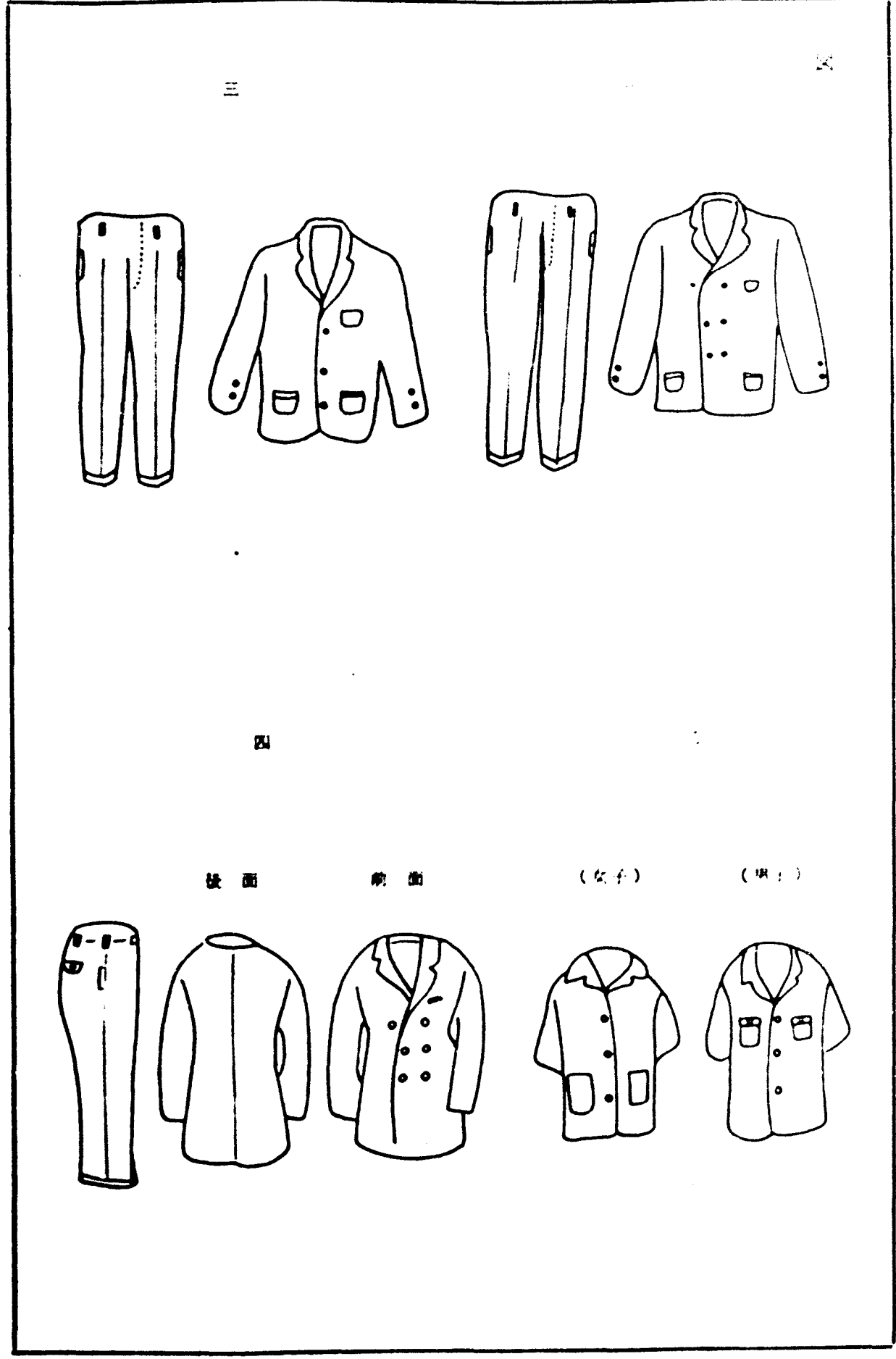
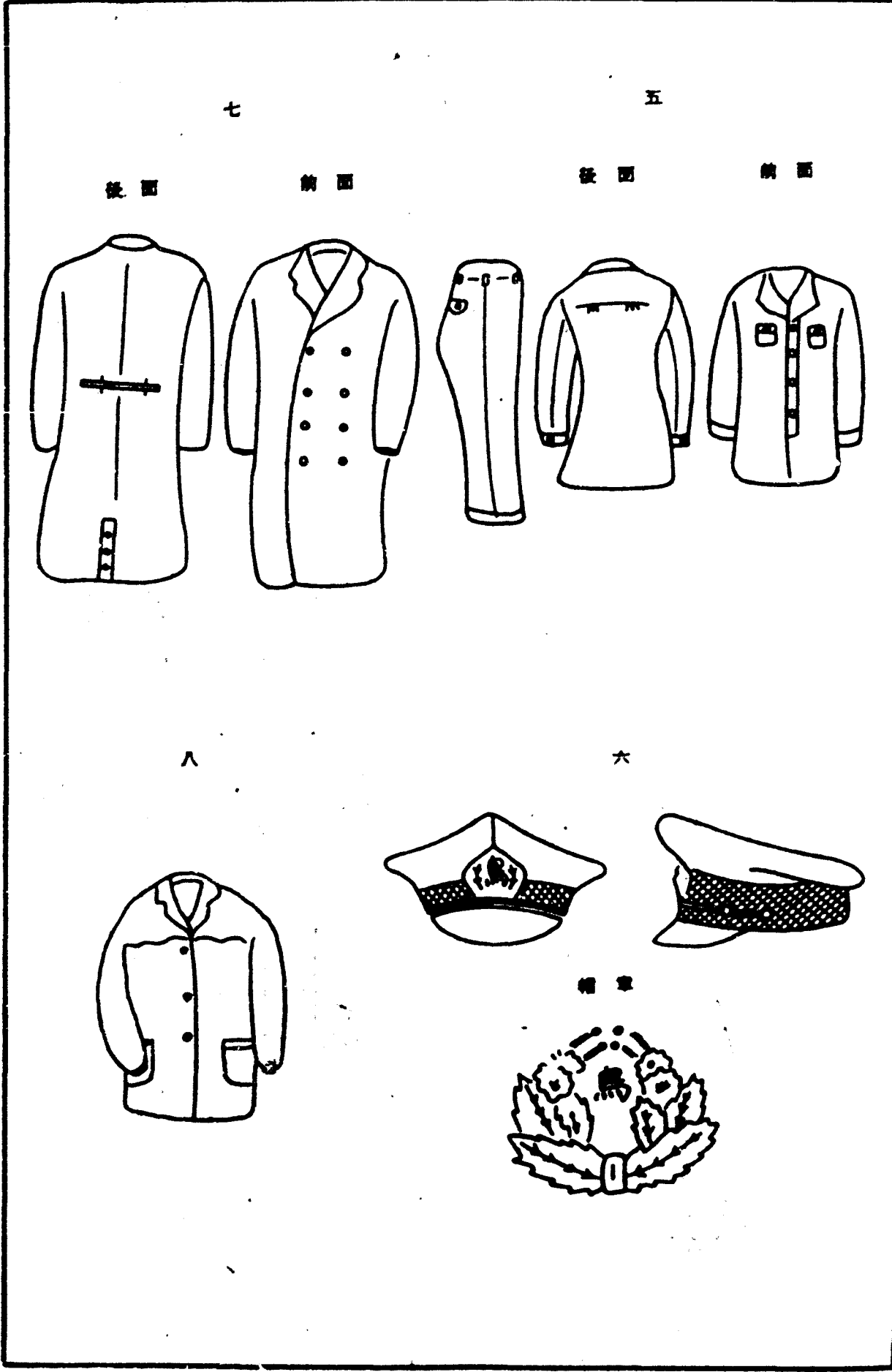
被服の交付を受ける職員	品	日	員数	使用期間(月)	形	状
車庫主任、自動車整備士及び運転手の職務に就事する職員のうち臨時雇員及び東京事務所以外の機関に勤務するもの	運転服(上衣及びズボン)		二	三六	四一のとおり	
	防寒シャツ		二	四八	四二のとおり	
	防寒ズボン		二	三六	四一のうちの、ズボンのとおり	
	布製手袋		二	二		
守衛長、留守衛長及び守衛の職務に就事する職員	冬服(上衣及びズボン)		一	三六	四四のとおり	
	夏服(上衣)		一	六〇	四五のうちの上衣のとおり	
	夏服(ズボン)		一	三六	四五のうちのズボンのとおり	
	防寒シャツ		二	四八	四二のとおり	
文書係長及び文書手の職務に就事する職員	冬服(上衣及びズボン)		二	三六	四四のとおり	
	防寒シャツ		二	四八	四二のとおり	
	布製手袋		二	二		
	ネクタイ		二	四八	四八のとおり	四九のとおり

ボイラー技士の職務に充てる職員 (職務を兼務とするもの) (電油以外のものを燃料とするもの)	測量士の職務に充てる職員	水産試験場の職務に充てる職員	
作務服(上衣) 作務服(ズボン) 作務服(ズボン) 作務服(ズボン) 作務服(ズボン) 作務服(ズボン)	白衣(上衣) 作務服(ズボン) 作務服(ズボン) 作務服(ズボン) 作務服(ズボン)	水産(上衣及びスカート) 水産(上衣及びスカート) 水産(上衣及びスカート) 水産(上衣及びスカート)	作務服(上衣) 作務服(ズボン) 作務服(ズボン) 作務服(ズボン) 作務服(ズボン)
五 一 二 三 二	二 二 二 二 二	一 一 一 一 一	二 一 三 二 二
四八 三六 二二	三六 二四 二二 二二 二二	三六 三六 三六 三六 三六	四八 二四 二二 二二 二二
四一〇のうち上衣のとあり 四一〇のうちズボンのとあり 四一〇のうちズボンのとあり 四一〇のうちズボンのとあり	四一七のとあり 四一〇のうちズボンのとあり 四一〇のうちズボンのとあり		四一〇のうち上衣のとあり 四一〇のうちズボンのとあり 四一〇のうちズボンのとあり

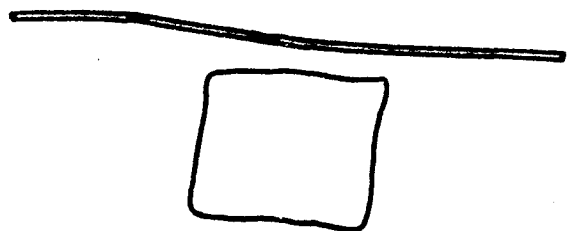
ボイラー技士の職務に充てる職員 (職務を兼務とするもの) (電油以外のものを燃料とするもの)	測量士の職務に充てる職員	水産試験場の職務に充てる職員	
作務服(上衣) 作務服(ズボン) 作務服(ズボン) 作務服(ズボン) 作務服(ズボン) 作務服(ズボン)	白衣(上衣) 作務服(ズボン) 作務服(ズボン) 作務服(ズボン) 作務服(ズボン)	水産(上衣及びスカート) 水産(上衣及びスカート) 水産(上衣及びスカート) 水産(上衣及びスカート)	作務服(上衣) 作務服(ズボン) 作務服(ズボン) 作務服(ズボン) 作務服(ズボン)
五 一 二 三 二	二 二 二 二 二	一 一 一 一 一	二 一 三 二 二
四八 三六 二二	三六 二四 二二 二二 二二	三六 三六 三六 三六 三六	四八 二四 二二 二二 二二
四一〇のうち上衣のとあり 四一〇のうちズボンのとあり 四一〇のうちズボンのとあり 四一〇のうちズボンのとあり	四一七のとあり 四一〇のうちズボンのとあり 四一〇のうちズボンのとあり		四一〇のうち上衣のとあり 四一〇のうちズボンのとあり 四一〇のうちズボンのとあり

消防の業務に従事する職員	白衣(上衣)	二	二四	四一七〇とあり
消防助手の業務に従事する職員	白衣 布製短靴	二 一	二四 二二	
販売員の業務に従事する職員	作業服(上衣) 履夏シャツ	二 二	四八 四八	四一九のとあり 四九のとあり

高層火の業務に従事する職員	地下足袋	二	二四	
	ゴム製半長靴	一	二四	
自衛隊の業務に従事する職員	用合羽(上衣、ズボン及びブーツ)	一	二四	
	布製短靴	一	二二	
自衛隊の業務に従事する職員	ゴム製手袋	一	二二	
	ゴム製半長靴	一	二四	
自衛隊の業務に従事する職員	フム製の掛	一	二二	
	予防衣	二	二四	
自衛隊の業務に従事する職員	布製短靴	一	二四	
	作業服(上衣)	二	四八	四一〇のうちの上衣のとあり
用務主任及び用務員の業務に従事する職員	作業服(ズボン)	二	三六	四一〇のうちズボンのとあり
	履夏シャツ	一	四八	四二〇のとあり
用務主任及び用務員の業務に従事する職員	履夏ズボン	一	三六	四一〇のうちズボンのとあり
	帽子	一	二四	四二〇のとあり
用務主任及び用務員の業務に従事する職員	布製短靴	一	二二	四一〇のうちズボンのとあり
	布製手袋	一	二二	四二〇のとあり



一五



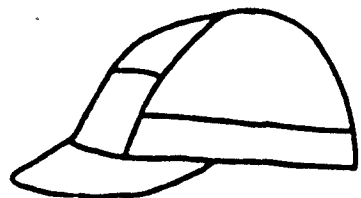
一三



一六



一四



二



九



三

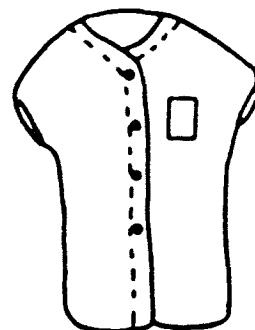
〇

上衣

夏上衣

(男子)

(女子)



附明

1 この訓令は、昭和四十一年四月二十日から施行する。
 2 この訓令施行の際、現にこの訓令による改正前の被服の交付及び使用に関する規程の規定により次の表の上欄に掲げる職員に交付している同表中欄に掲げる品目の被服の員数及び使用期間については、この訓令による改正後の被服の交付及び使用に関する規程の規定にかかわらず、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

被服の交付を受けた職員	品目	員数及び使用期間	
		員数	使用期間
車庫長の職務に従事する職員及び自動車の運転士及び運転手の職務に従事する職員のうち被服貸付所及び東京事務所に勤務するもの ポイラー技士(重油を燃料とするもの)	運動服(上衣) (メッキ)	二	交付を受けた日から七十二月
	作業服(上衣)	二	交付を受けた日から九十六月

昭和四十一年四月十五日 鳥取県庁庶務課

発行所 鳥取県庁庶務課 二丁目 電話 二二二二 (号外) 第一号 庶務課庶務課長(庶務課長が不在の場合)

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
 (日休日は、前日又は翌日の日)

昭和四十一年四月十五日 鳥取県庁庶務課

告示 昭四十一年度鳥取県一般会計補正予算案
 昭四十二年度鳥取県一般会計補正予算案
 昭四十二年四月二十七日議決された

告示

鳥取県告示第九十九号
 昭和四十一年二月定例県議会が三月十九日議決された昭和四十年度鳥取県一般会計補正予算、昭和四十年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算、昭和四十年度鳥取県立大山観光会館事業特別会計補正予算、昭和四十年度鳥取県農林事業改良資金助成事業特別会計補正予算、昭和四十年度鳥取県農林事業特別会計補正予算、昭和四十年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計補正予算、昭和四十年度鳥取県電気事業会計補正予算、昭和四十年度鳥取県工業用水道事業会計補正予算及び昭和四十年度鳥取県病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十一年四月二十八日
 鳥取県知事 石 二 朗

昭和40年度鳥取県一般会計補正予算

昭和40年度鳥取県一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算の補正)
 第1条 歳入歳出予算の總額に歳入歳出それぞれ2,613,945千円を追加し、歳入歳出予算の總額を歳入歳出それぞれ2,613,945千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の事項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1条歳入歳出予算補正」による。
- (歳入歳出予算の補正)
 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、「第2条経費繰り越し」による。
- (債務負担行為の補正)
 第3条 債務負担行為の変更は、「第3条債務負担行為補正」による。
- (地方債の補正)
 第4条 地方債の追加及び変更は、「第4条地方債補正」による。

第1条 歳入歳出予算補正

款	項	補正額		計
		千円	千円	
1	歳入	2,080,163	104,022	2,184,185
	1 道府県民税	404,275	50,512	454,787
	6 特別徴収金等徴収金	234,551	24,710	259,261
	7 自動車税	159,484	29,004	188,488